



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県例規集登載事項)

○ 規則

*88 和歌山県温泉法施行細則の一部を改正する規則
(環境生活総務課)

規 則

和歌山県規則第88号

和歌山県温泉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県温泉法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県温泉法施行細則(昭和61年和歌山県規則第53号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「第29条」を「第33条」に改め、同条を第24条とする。

第19条中「第13条」を「第15条」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「別記第22号様式」を「別記第26号様式」に改め、同条第2号中「別記第23号様式」を「別記第27号様式」に改め、同条を第23条とする。

第18条中「別記第21号様式」を「別記第25号様式」に改め、同条を第22条とする。

第17条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「別記第16号様式」を「別記第20号様式」に改め、同条第2号中「別記第17号様式」を「別記第21号様式」に改め、同条第3号中「別記第18号様式」を「別記第22号様式」に改め、同条第4号中「別記第19号様式」を「別記第23号様式」に改め、同条第5号中「別記第20号様式」を「別記第24号様式」に改め、同条を第21条とする。

第16条中「別記第15号様式」を「別記第19号様式」に改め、同条を第20条とする。

第15条中「第12条」を「第16条」に、「別記第14号様式」を「別記第18号様式」に改め、同条を第19条とする。

第14条中「第11条」を「第15条」に、「別記第13号様式」を「別記第17号様式」に改め、同条を第18条とする。

第13条中「第15条第2項」を「第19条第2項」に、「別記第12号様式」を「別記第16号様式」に改め、同条を第17条とする。

第12条中「第7条」を「第11条」に、「別記第11号様式」を「別記第15号様式」に改め、同条を第16条とする。

第11条中「第5条」を「第7条」に、「別記第10号様式」

を「別記第12号様式」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の2条を加える。

(温泉利用許可を受けた法人の合併及び分割の承認申請書)

第14条 施行規則第8条第1項に規定する申請書は、別記第13号様式によらなければならない。

(温泉利用許可を受けた者の相続承認申請書)

第15条 施行規則第9条第1項に規定する申請書は、別記第14号様式によらなければならない。

第10条中「別記第9号様式」を「別記第11号様式」に改め、同条を第12条とする。

第9条第1項中「別記第8号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条第2項中「第8条」を「前条」に改め、同条を第11条とする。

第8条中「第9条第1項」を「第11条第1項」に、「別記第7号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条を第10条とする。

第7条第1項中「次項に定める場合を除き」を削り、同条第2項を削り、同条を第9条とする。

第6条中「第4条」を「第6条」に、「別記第5号様式」を「別記第7号様式」に、「別記第6号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条を第8条とする。

第5条中「第3条」を「第5条」に、「別記第3号様式」を「別記第5号様式」に、「別記第4号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(掘削許可等を受けた法人の合併及び分割の承認申請書)

第5条 施行規則第3条第1項に規定する申請書は、別記第3号様式によらなければならない。

(掘削許可等を受けた者の相続承認申請書)

第6条 施行規則第4条第1項に規定する申請書は、別記第4号様式によらなければならない。

「

工 事 の 内 容	口径及び深度	口径
	施 行 方 法	
	着工予定期日	
	終了予定期日	
温泉法第3条第2項に		

別記第1号様式中

	規定する権利を有することの証明	別添書類の																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">mm</td> <td style="width: 80%;">深度</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">m</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 30px;"></td> </tr> </table> を 工 事 の 内 容		mm	深度	m				年	月	日	年	月	日				に改める。 明する書類 者であることの誓約書 別記第23号様式中「(第19条関係)」を「(第23条関係)」に、「第19条第2号」を「第23条第2号」に改め、同様式を別記第27号様式とする。 別記第22号様式中「(第19条関係)」を「(第23条関係)」に、「第19条第1号」を「第23条第1号」に改め、同様式を別記第26号様式とする。 別記第21号様式中「(第18条関係)」を「(第22条関係)」に、「第18条」を「第22条」に改め、同様式を別記第25号様式とする。 別記第20号様式中「(第17条関係)」を「(第21条関係)」に、「第17条第5号」を「第21条第5号」に改め、同様式を別記第24号様式とする。 別記第19号様式中「(第17条関係)」を「(第21条関係)」に、「第17条第4号」を「第21条第4号」に改め、同様式を別記第23号様式とする。 別記第18号様式中「(第17条関係)」を「(第21条関係)」に、「第17条第3号」を「第21条第3号」に改め、同様式を別記第22号様式とする。 別記第17号様式中「(第17条関係)」を「(第21条関係)」に、「第17条第2号」を「第21条第2号」に改め、同様式を別記第21号様式とする。 別記第16号様式中「(第17条関係)」を「(第21条関係)」に、「第17条第1号」を「第21条第1号」に改め、同様式を別記第20号様式とする。 別記第15号様式中「(第16条関係)」を「(第20条関係)」に、「温泉法施行規則第16条」を「温泉法施行細則第20条」に改め、同様式を別記第19号様式とする。 別記第14号様式中「(第15条関係)」を「(第19条関係)」に、「第17条第1項」を「第21条第1項」に改め、同様式を別記第18号様式とする。 別記第13号様式中「(第14条関係)」を「(第18条関係)」に、「第16条」を「第20条」に改め、同様式を別記第17号様式とする。 別記第12号様式中「(第13条関係)」を「(第17条関係)」に、「第15条第1項」を「第19条第1項」に、「第15条第4項各号」を「第19条第4項各号」に改め、同様式を別記第16号様式とする。 別記第11号様式中「(第12条関係)」を「(第16条関係)」に、「第14条第3項」を「第18条第4項」に、「同法施行規則第7条」を「温泉法施行規則第11条」改め、同様式を別記第15号様式とする。 別記第10号様式中「(第11条関係)」を「(第13条関係)」に、「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「相続」	
mm	深度	m																
年	月	日																
年	月	日																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">とおり</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table>		とおり																
とおり																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">口径及び深度</td> <td style="width: 80%;">口径 mm 深度</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施 工 方 法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>着 工 予 定 期 日</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> <tr> <td>終 了 予 定 期 日</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> </table>		口径及び深度	口径 mm 深度			施 工 方 法		着 工 予 定 期 日	年 月	終 了 予 定 期 日	年 月							
口径及び深度	口径 mm 深度																	
施 工 方 法																		
着 工 予 定 期 日	年 月																	
終 了 予 定 期 日	年 月																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">m</td> <td style="width: 80%;"> 3 申請地付近の見取図 (300 以上のもの) 4 掘さく孔断面計画図 5 温泉法第3条第2項に規定す 6 温泉法第4条第1項第3号か </td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日</td> <td></td> </tr> </table>		m	3 申請地付近の見取図 (300 以上のもの) 4 掘さく孔断面計画図 5 温泉法第3条第2項に規定す 6 温泉法第4条第1項第3号か			日		日										
m	3 申請地付近の見取図 (300 以上のもの) 4 掘さく孔断面計画図 5 温泉法第3条第2項に規定す 6 温泉法第4条第1項第3号か																	
日																		
日																		
メートル以内の既存温泉を記載した縮尺10,000分の1 る権利を有することを証明する書類 ら第5号までに該当しない者であることの誓約書 「 3 掘削しようとする地点を明示した図面及びその付近内の既存温泉を記載した縮尺10,000分の1以上のもの) 4 掘削孔断面計画図 5 温泉法第3条第2項に規定する権利を有することを証 6 温泉法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない 7 その他知事が必要と認める書類 の見取図 (300メートル以																		

を「その他」に、「6 温泉法第13条第2項各号に該当しな

「 6 温泉法第15条第2項各号
7 飲用の許可の申請の場
い者であることの誓約書」を びに有機物の量に関する
8 その他知事が必要と認

に該当しない者であることの誓約書
合は、温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並 に改
検査の結果を記載した書類
める書類
」

め、同様式を別記第12号様式とし、同様式の次に次の2様式
を加える。

別記第13号様式(第14条関係)

温泉利用許可の承継承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

印

電 話

温泉利用許可を受けた者の地位を承継したいので、温泉法第16条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

利 用 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 (第 号)	
合併により消滅する法人又は分割前の法人	主たる事務所の所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉利用の地位を承継する法人	主たる事務所の所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
許可を受けた施設	場 所	
	名 称	
合併又は分割の予定日	年 月 日	
承 継 の 理 由		

添付書類

- 1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 2 温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることの誓約書

別記第 14 号様式 (第 15 条関係)

温泉利用許可の承継承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

印

電 話

温泉利用許可を受けた者の地位を承継したいので、温泉法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

利用許可年月日 及び許可番号	年 月 日 (第 号)	
被相続人との続柄		
被 相 続 人	住 所	
	氏 名	
許可を受けた施設	場 所	
	名 称	
相 続 開 始 の 日	年 月 日	
備 考		

添付書類

- 1 戸籍謄本
- 2 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 3 温泉法第 15 条第 2 項各号に該当しない者であることの誓約書

別記第9号様式中「(第10条関係)」を「(第12条関係)」に、「第10条」を「第12条」に改め、同様式を別記第11号様式とする。

別記第8号様式中「(第9条関係)」を「(第11条関係)」に、「第9条第1項」を「第11条第1項」に改め、同様式を別記第10号様式とする。

別記第7号様式中「(第8条関係)」を「(第10条関係)」に、「第8条」を「第10条」に、「着 工 年 月 日」を「着 手 年 月 日」に改め、同様式を別記第9号様式とする。

別記第6号様式中「(第6条関係)」を「(第8条関係)」

「 3 動力装置を
泉を記載した
に、「第9条第1項」を「第11条第1項」に、 4 動力装置設
5 温泉分析書
6 温泉法第4条

しようとするゆう出路付近の見取図(300メートル以内の縮尺10,000分の1以上のもの)

置説明図

写し

第1項第3号から第5号までに該当しない者であることの誓

既存温 「 3 動力装置をしようとする地点を明示した
ートル以内の既存温泉を記載した縮尺10,0
を 4 動力装置設置説明図
5 温泉分析書写し
6 温泉法第4条第1項第3号から第5号までに
約書 」 7 その他知事が必要と認める書類

図面及びその付近の見取図(300メ
00分の1以上のもの)

に改め、同様式を別

該当しない者であることの誓約書

」

記第8号様式とする。

別記第5号様式中「(第6条関係)」を「(第8条関係)」

「 3 申請地付
以上のもの
に、「第9条第1項」を「第11条第1項」に、 4 掘さく孔
5 温泉分析
6 温泉法第4

近の見取図(300メートル以内の既存温泉を記載した縮尺10
)

断面計画図

書写し

条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることの誓

「 3 増掘しようとする地点を明示した図
の既存温泉を記載した縮尺10,000分
を 4 掘削孔断面計画図
5 温泉分析書写し
約書 」 6 温泉法第4条第1項第3号から第5号ま
7 その他知事が必要と認める書類

面及びその付近の見取図(300メートル以内
の1以上のもの)

に改め、同

でに該当しない者であることの誓約書

」

様式を別記第7号様式とする。

別記第4号様式中「(第5条関係)」を「(第7条関係)」に、「第6条第1項」を「第8条第1項」に、「工事完了(廃止)年月日」を「工事廃止年月日」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第3号様式中「(第5条関係)」を「(第7条関係)」に、「第6条第1項」を「第8条第1項」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第2号様式の次に次の2様式を加える。

別記第3号様式(第5条関係)

土地の掘削等許可の承継承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

⑨

電 話

温泉 { 掘削
増掘
動力装置 } 許可を受けた者の地位を承継したいので、温泉法第6条第1項

(第11条第2項において準用する第6条第1項)の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

許 可 区 分	掘 削 ・ 増 掘 ・ 動力装置	
許可年月日及び番号	年 月 日 (第 号)	
合併により消滅する法人又は分割前の法人	主たる事務所の所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により掘削等の事業を承継する法人	主たる事務所の所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
許可を受けた土地	所在及び地番	
	地 目	
合併又は分割の予定日	年 月 日	
承 継 の 理 由		

添付書類

- 1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 2 温泉法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることの誓約書

別記第4号様式(第6条関係)

土地の掘削等許可の承継承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

(印)

電 話

温泉 { 掘削
増掘
動力装置 } 許可を受けた者の地位を承継したいので、温泉法第7条第1項

(第11条第2項において準用する第7条第1項)の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

許 可 区 分	掘 削 ・ 増 掘 ・ 動力装置	
許可年月日及び番号	年 月 日 (第 号)	
被相続人との続柄		
被 相 続 人	住 所	
	氏 名	
許可を受けた土地	所在及び地番	
	地 目	
相 続 開 始 の 日	年 月 日	
備 考		

添付書類

- 1 戸籍謄本
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 3 温泉法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることの誓約書

附 則

- 1 この規則は、平成19年10月20日から施行する。
- 2 改正前の和歌山県温泉法施行細則に規定する様式により作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。